

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願ひ ～ お一人おひとりが高い意識を持って、感染防止対策の徹底を！ ～

現下の全国的な感染状況については、新規感染者数が全体として減少傾向になっており、本県においても、前週の同じ曜日と比較して減少する日が続いており、特に今週に入ってからは200人を下回って推移し、減少傾向にあります。

また、感染者の内訳としては、30歳代までが全体の6割超と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であり、医療のひつ迫具合を示す確保病床使用率は20%を下回って推移し、重症確保病床使用率も現在、ゼロで推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができている状況にあるものと考えています。

県対処方針の移行基準については、「感染状況を引き続き注視するが、医療ひつ迫の状況に、より重点を置いたもの」としている国のレベル分類の考え方を踏まえており、本県の対策期を移行することも考えられますが、感染の下降局面において対策期を引き下げる場合には、慎重に判断する必要があると考え、現行の「感染拡大防止対策期」を2週間延長し、6月19日まで継続することといたします。

県民の皆さまには、お一人おひとりが油断せず、引き続き高い意識を持って、三つの密の回避、人ととの距離の確保、不織布マスクの着用、手洗いや手指消毒、共用部分の消毒の徹底、のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えること、感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用し、会食は同一グループの同一テーブル4人以内、2時間以内、会話時は不織布マスクを着用するなど、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を6月末まで実施していますので、積極的にご利用いただくようお願いいたします。

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いいたします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行っていただくなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いいたします。

学校や部活動においても、クラスターを未然に防ぐために、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力ををお願いいたします。

事業者の皆さまにも、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人の接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、改めてご協力ををお願いいたします。

また、ワクチン接種について、6月11日以降、7月3日までの土曜日、日曜日に、県庁21階に、広域集団接種センターを再度、開設し、3回目接種を実施します。

予約なしでも接種できますので、希望される方は早めの接種をお願いいたします。

4回目接種については、既に接種が開始されている市町もありますので、予約方法や接種が受けられる場所などの詳細は、お住まいの市町にお問い合わせいただき、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力ををお願いいたします。

令和4年6月3日

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止対策期における 対策について (1月13日～6月19日)

令和4年6月3日

香川県

1

1 県民への協力要請①（法第24条第9項）

- ・「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- ・外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- ・重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請

1 県民への協力要請② (法第24条第9項)

- ・感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- ・会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】(省略)：業種別ガイドライン
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】(省略)：新型コロナウイルス接触確認アプリ

3

2 事業者への協力要請等① (法第24条第9項等)

- ・業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】(再掲)：業種別ガイドライン
- ・県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】(省略)：今後における適切な感染防止策
【別添5】(省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- ・感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】(省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- ・事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- ・飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

4

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

5

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請
- 【別添7】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

6

5 県の対応

- ・児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- ・学校における感染防止対策を進める。
- ・ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- ・県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- ・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。